

国土地理院の地図の利用手続 改正の概要

令和元年11月
国土地理院

趣旨

国土地理院が刊行、提供している基本測量成果(地図)を複製して刊行したり、使用して新たな地図を作成する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)(以下「法」という。)第29条、第30条に基づき国土地理院長の承認が必要になる場合があります、予め、これらの申請が行われているところです。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、国土地理院長の私的諮問機関である測量行政懇談会(委員長 清水英範東京大学大学院教授)の下で、地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書(提言)が国土地理院長に提出されました。

このような背景から、測量成果の一層の活用促進のため、法第29条の規定に基づき基本測量の測量成果の複製の承認に関する基準及びその取扱いを定めた「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」等について改正し、令和元年12月10日に施行します。

改正により、利用にかかる申請不要の範囲が広がることから利用者がより簡便に利用できるようになり、地図の活用促進が期待されます。

主な改正点

※令和元年12月10日施行

1. 申請不要となる範囲の拡大

下記の場合は、申請不要となります

- 書籍・パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折り込み地図を除く)

※従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合があります。今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります(地図帳、折り込み地図を除く)

- 緯度経度等の位置座標のない成果品の作成(管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合など一部の場合は除く(これらは災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる))

※従来は位置座標の有無を問わず、要件に該当する場合は承認が必要でした。今後は位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合には一部の場合を除いて申請不要となります。

2. 承認基準の見直し

従来、基本測量成果(基盤地図情報を除く)を何ら手を加えずにそのまま複製すること(デッドコピー)は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず国土地理院のWebサイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。

※ 上記は主な改正点です。上記以外の改正点や詳細については、国土地理院ウェブサイトをご覧ください。
地理院ホーム > 申請・承認 > 国土地理院の地図の利用手続 <https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>